デイサービスけあふる 運営規程

第１条（事業の目的）
　有限会社ケアオフィス（以下「事業者」という。）が開設する、デイサービスけあふる（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業第１号通所（通所介護相当サービス）（以下「第１号通所事業」（通所介護相当サービス）という。）事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員（以下「通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者」という。）が、要支援・要介護状態等にある高齢者に対し、適切な指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

第２条（運営の方針）
１．事業所の通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）・介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるように配慮し、必要な日常生活の支援及び入浴サービス、機能訓練等を適切に提供する。また、利用者の社会的孤立感の解消及びむ身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神負担の軽減を図る。
２．指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の提供にあたっては親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。特に、認知症の状態にある要介護者・要支援者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの出来る体制を整える。
３．事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

第３条（事業所の名称等）
　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
　　一　名称　　デイサービス けあふる
　　二　所在地　宮城県富谷市ひより台２丁目２４－９

第４条（職員の職種・員数及び職務内容）
　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
　　一　管理者　　１名（常勤）
　　管理者は、事業所の職員を指導監督し、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）に関わる業務管理を一元的に行う

　　二　生活相談員　　１名以上（うち１名以上は常勤）
①生活相談員は、利用者の心身状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画・第１号通所事業（通所介護相当サービス）計画書を作成するとと共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う
　　②利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導
　　③事業に関わる業務全般
　　④事業に関わる関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス業者との連絡調整

三　介護職員　　５名以上（うち常勤は１名以上）
通所介護計画・第１号通所事業（通所介護相当サービス）計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助

　四　機能訓練指導員　１名以上（うち常勤専従は１名以上）
　　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を指導

　　五　看護職員　　１名以上
① 利用者の健康管理及び保健衛生の維持
② 利用者及びその家族の日常生活の医療相談及び指導
③ 利用者の主治医及び各保健所等の関係機関との連絡調整

第５条（営業日及びサービス提供時間）
　事業所の営業日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
　一　営業日（１単位目）月・水　　（但し、年末年始定休日は年度ごとに決定する）
　　（２単位目）火・木・金・土
（但し、年末年始定休日は年度ごとに決定する）

二　サービス提供時間　　（１単位目）午前９時から午後３時
　　（２単位目）午後９時から午後４時

　　三　電話等により、常時連絡が可能な体制とする

第６条（指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）の利用人員）
事業所の利用定員（１単位目）３５名
　　（２単位目）３５名

第７条（指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）の内容）
　通所者に対する提供サービス内容は、通所者の人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送っていただくよう努めるものとし、その提供サービス内容は、次のとおりとする。
　一　生活指導
　　二　機能訓練（基礎的な体筋力の維持訓練・日常生活動作等応用訓練等）
　　三　入浴サービス

第８条（指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料その他の費用）
１．指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）が法定代理受理サービスであるときは、その１割又は２割もしくは３割の額とする。
２．法定代理受理以外の利用料については、厚生労働大臣または市町村が定める基準の額とする。
３．指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、前２項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取ることができる。
　　一　昼食代、おやつ代
　　二　おむつ代
　　三　昼寝や着替えに使用した衛生用品（靴下、パンツ代・シーツ代）
　　四　前各号に掲げるもののほか、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用、もしくはレクリエーション等での費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
４．指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者とその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。
５．利用料その他の費用についての単位別利用料は別添『デイサービスけあふる利用料金表』に記載するものとする。

第９条（通常の事業の実施地域）
　通常の事業の実施地域は仙台市泉区向陽台、富谷市、大和町、大郷町、大衡村大瓜の区域とする。

第１０条（サービス利用にあたっての留意事項）
１．利用者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
２．利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとする。
３．利用者は、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
４．利用者は決められた場所以外で喫煙をしてはならない。
５．指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、利用者の心身の状態等により特段の配慮が必要となる場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

第１１条（緊急時等における対応方法）
　通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者は、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第１２条（非常災害対策）
　指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年２回は避難・救出・その他の必要な訓練を行うものとする。また、台風・地震・大雨・大雪等、必要に応じ安全確保及び適切な介助を行うため、送迎時必要な要員を配置し、事故を防止することとする。

第１３条（指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）の利用契約）
　　指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）の提供にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護・介護予防日常生活支援総合事業第１号通所事業（通所介護相当サービス）利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする

第１４条（衛生管理及び通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者等の健康管理等）
１．事業所は、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
２．事業所は、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者に対し、伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

第１５条（秘密保持等）
１．指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
２．　事業者は、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者との雇用契約の内容とする

第１６条（個別援助計画書の作成等）
１．　事業者は、ケアプラン・介護予防ケアプランがたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画・第１号通所事業（通所介護相当サービス）計画を作成し、利用者と家族に説明する
２．事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価
　を行うものとする。

第１７条（サービス提供記録の記載）
　　指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）について、介護保険法第４１条第６項又は法第５３条第５項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付額の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

第１８条（クレーム対応）

　　指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、提供した指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）に関する利用者からのクレームに対して、迅速かつ適切に対応するために、社会福祉法第８２条の規定により、クレーム解決責任者、クレーム受付担当者及び第三者委員を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

　１．クレーム解決責任者　　佐々木　弘俊　　代表取締役
　２．クレーム受付担当者　　佐々木　一史　　施設長
　　栃澤　　幹　　管理者
　３．第三者委員　　玉川　　明朗　　東北大学　大学院医学系研究科　助教授
　　連絡先　　０２２－７１７－８１６３
　　小野寺　雅浩　　みやび歯科医院院長
　　連絡先　　０２２－３４５－３９１８

　その他、クレームや相談窓口として下記窓口でも受け付けている。
　　１．宮城県国民健康保険団体連合会（国保連）介護保険課　介護相談室
　　受付時間　　平日（月～金）　午前9時～午後4時　（年末年始・祝日除く）
　　電話番号　　０２２－２２２－７７００（直通）
　　※郵送の場合・・・〒９８０－００１１仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
　　宮城県国民健康保険団体連合会　介護保険課　宛て

　　２．各市町村介護保険窓口
　　富谷市・・・富谷市保健福祉総合支援センター（０２２－３４８－１１３８）
　　大和町・・・大和町役場保健福祉課介護保険係（０２２－３４５－７２２１）
　　大郷町・・・大郷町社会福祉協議会地域包括支援センター
　　（０２２－３４１－１４１４）
　　仙台市泉区（北部）・・・向陽台地域包括支援センター
　　（０２２－３４３－１５１２）
　　大衡村・・・大衡村地域包括支援センター（０２２－３４５－６０６０）

　　３．担当ケアマネージャー
第１９条（損害賠償）

　　指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業者は、利用者に対する指定通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第２０条（虐待防止に関する事項）
　事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
１．虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

２．虐待防止のための指針を整備する。

３．従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

４．前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

５．前１～４号に則り、サービス提供中に当該事業所または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに担当ケアマネージャーへ報告することとする。

第２１条（その他運営についての留意事項）
１．事業所は通所介護・第１号通所事業（通所介護相当サービス）従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
　　一　採用時研修　　採用後３ヶ月以内
　　二　継続研修　　年１回

２．この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は役員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規定は、令和７年５月１日から施行する。